

ている。

2) 2つの局面：行動するか否かの判断と対策内容の決定

一般的には、「予防」の考え方に基づき行動するかどうか（「予防」の考え方を適用するか否か）の判断と、その場合の対策内容の決定の2つの局面に分けて検討されている。

3) 行動するかどうかの判断

行動するかどうかの判断については、いずれの文書も、科学的知見を基礎とすべきであることを前提としている。また、意思決定に当たっては、社会が選択する保護レベルを前提として、その実現のために予防措置が必要か否かという観点から判断がなされることとなる。このような判断は、「科学的には十分に分からない」ことを前提とするものであり、社会的・政治的なものである。

4) 措置内容の決定

「予防」の考え方に基づく措置の内容について、EC及び英国の文書がまず記述しているのは、対策内容の幅広さである。予防の考え方に基づく措置は、禁止や規制に限られず、例えば、研究計画の推進、市民への情報提供なども含まれる。

また、いずれの文書も、対策の内容について以下のような原則の必要性を指摘している。

- ①比例原則：措置は、望まれる保護水準と均衡したものでなければならず、ゼロリスクを目指すものであってはならない。
- ②無差別原則：恣意的な扱いを避ける観点から、同様な状況は、客観的根拠がない限り異なるように扱われてはならない。
- ③一貫性：措置は、同様な状況において、又は同様のアプローチを用いて既に取りられている措置と一貫しているべきである。
- ④費用効果分析：行動及び行動しないことの効果と費用について検討することが必要である。
- ⑤見直し：「予防」の考え方に基づく措置は、科学的不確実性を前提とした暫定的なものであるため、必要に応じて再検討され、見直されなければならない。また、このためにも、技術の進歩やリスクに関する知見の充実など科学的確実性を高めるための措置が必要である。
- ⑥国際貿易への影響回避：「予防」の考え方は、偽装した保護主義の根拠として機能する可能性があるが、このような状況を避けるため、例えば、複数の選択肢がある場合には最も貿易制限的でない手法を適用すべきである。

5) 透明性、説明責任及び公衆関与

いずれの文書も、「予防」の考え方に基づき行動するか否か、及び行動する場合の措置内容の決定は、「科学的には十分に分からない」ことを前提とするものであり、社会的・政治的なものであるため、科学的確実性が高い状況に比べて、より高い透明性、説明責任及び利害ないし関心を有する者の幅広い関与（公衆関与）が必要となるとしている。

6) 立証責任の転換

「予防」の考え方が適用されると、措置の必要性に関する立証責任が、規制等の対策を行う者からリスクを作り出す者に転換するという考え方がある。EC、英国及びカナダの文書においては、一般的には、このような考え方を採用しつつも、具体的に、いつ、どの程度立証責任が転換されるかという問題についてはケースバイケースで判断すべきであるとしている。また、その判断に当たっては、誰が責任や権限を有するのか、誰がタイムリーに情報を提供できるかといった視点から判断されるべきものとしている。

また、いずれにしても「影響がないと証明すること」は不可能であるため、立証責任が転換される場合にも、その内容は、可能な範囲で科学的な情報を提供する責任となると考えられる。

7) 国際的に考えが異なる要素

以上見てきたように、「予防」に関する国際的な議論には共通する要素も多いが、必ずしも国際的に考え方が一致していない要素も存在する。例えば、国際慣習法としての位置付けについては、ECは、予防原則は国際法の一般原則の一つとなったとしているが、カナダは、予防的取組方法・予防原則が国際慣習法におけるルールになっているとは考えていないとしている。

また、EC、英国及びカナダの文書の内容に加えて、米国政府の考え方も考慮すると、考え方の異なる要素の範囲は更に広がる。例えば、「予防」に関する分野横断的な統一ルールの作成については、ECや英国、カナダは原則及びガイドラインの提示という形でルール化に向けた作業を行っているが、米国は、「予防」の考え方の適用は、あくまでケースバイケースであり普遍的な原則はないと考えている。また、「予防」の考え方の前提となる保護水準のレベルについても、EUは、マーストリヒト条約及び欧州憲法案の中で、環境保護については、EUは高度の保護水準を目指すとして規定しており、この規定に基づいて国際的に合意された基準以上の保護のための予防措置が講じられ、それが貿易制限につながるような場合には米国等が反発することが考えられる。

8) 「予防的取組方法」と「予防原則」

国際的な合意文書において、「予防的取組方法」という用語を用いるか、あるいは「予防原則」という用語を用いるべきかという問題について政府間で激しい議論が行われている。しかし、予防原則の定義が明らかになっていないこともあって、用語の問題についての整理は進んでいない状況にある。例えば、カナダ政府は、リオ宣言の定義を引用しつつ予防的取組方法と予防原則を同義として使用しており、今後も、用語を統一するというよりは、むしろ、「予防」の考え方の具体的な適用方法についての議論が深まっていくことが予想される。

6. 「予防」に関する課題（提言）

今後更に科学技術が進歩し、また、人間活動が量的に拡大するとともに質的にも多様化する中で、人間の行動が環境に様々な面で複雑で、ときに重大な影響を与えていくことが予想される。このため、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するための「予防」の考え方は、今後ますます重要になっていくと考えられる。

このため、まずは、環境基本計画に基づき、様々な分野で予防的取組方法に基づいた取組を推進していくことが重要である。また、今後予定される環境基本計画の見直し作業の中で、これまでの実施状況を踏まえ、「予防」の考え方を更に充実強化していくことが必要である。

本研究会では、「予防」に関して様々な見解が錯綜している状況に鑑み、基本的な情報の整理に重点を置いて検討を行ってきたが、今後は、この報告を活用し国民の各層の間で広く「予防」に関する理解を進めるとともに、我が国の環境政策における「予防」の適用のあり方や枠組みについての検討をさらに進めていくことが必要であると考えられる。

また、「予防」に関しては、今後とも先進国のみならず途上国も含め国際的に様々な議論が進められていくべきものであり、我が国としても、国際的な議論に参加・貢献するとともに、国際的な議論を推進していくための方策について検討していく必要がある。

なお、現在我が国では、precautionは一般的には「予防」と翻訳されているため、本報告書でも「予防」という用語を使用した。しかし、先に述べたように現行法令の中には、本報告書とは異なる意味の『予防』が多数使用されていることを踏まえると、precautionの考え方を将来法律・政令に明記する必要性が生じたときのことを考えれば、『予防』という用語以外に、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するという意味での適切な用語についても検討しておく必要があると考えられる。

資料

資料作成の方法

1. 国際協定等における「予防」の位置付け（年表と個表）
2. 諸外国の環境法令における「予防」の位置付け
3. EC：予防原則に関するEUコミュニケーション
4. EC：早期警告からの遅い教訓 5章及び15章
5. 米国：規制の計画及び審査に関する大統領令
6. Codexにおける米国とECの文書
7. 米国：グラハム室長発言「リスクの評価と管理における予防の役割：米国の見方」
8. WHO：公衆の健康保護のための予防的枠組み
9. OECD：不確実性と予防：貿易と環境への影響
10. カナダ：予防的取組方法・予防原則に関するカナダの展望
11. カナダ：リスクに関する科学を基礎とした意思決定における予防の適用の枠組み
12. 英国：予防原則・政策と運用
13. 我が国における「予防」の位置付け
14. 予防原則Q&A（（社）日本化学工業協会）
15. ウイングスプレッド宣言

出典 <http://assess.eic.or.jp/> 環境影響評価情報支援ネットワーク

最近の戦略的環境アセスメント等を巡る取組について

1. 環境省における検討状況

- [1] 我が国における導入に向けての基本的考え方や留意点をまとめた報告書の作成(平成12年8月)
- [2] 海外における優秀な戦略的環境アセスメントの参考事例の収集(平成15年6月)
- [3] 廃棄物分野を例とした戦略的環境アセスメント試行ガイドラインの策定(平成15年11月)
- [4] 新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価についての指針(平成17年3月)

2. 地方公共団体における検討状況

- [1] 埼玉県:埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱(平成14年3月)
- [2] 東京都:計画段階環境影響評価制度の条例化(平成15年1月)
- [3] 広島市:多元的環境アセスメント実施要綱(平成16年4月)
- [4] 京都市:京都市計画段階環境影響評価要綱(平成16年10月)

3. 海外における動向

- [1] 米国:国家環境政策法(1969年)
- [2] カナダ:閣議決定(1990年)
- [3] オランダ:環境管理法(1987年、1999年)、Eテスト(1995年)
- [4] EU:SEA 指令

加盟国に2004年7月21日までに指令に適合するために必要な法律等を発効させることを義務付け。

2004年7月時点において、英国(計画・プログラムに関する環境影響評価制度)、デンマーク等9ヶ国が対応済。

- [5] UNECE:SEA 議定書

2003年5月採択。批准国はフィンランドのみ(2005年5月現在)。

(参考)他省庁における関連する動き

[1] 国土交通省において、

- 国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(平成15年6月)
- 道路:市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(平成14年8月)
- 河川:河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方(平成14年12月)
- 空港:一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)(平成15年4月)
- 港湾:港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(平成15年8月)

[2] 農林水産省において、

農業農村整備事業の計画等について、どのような環境配慮をすべきか、学識経験者等で構成する委員会において検討中

[3] 国際協力機構において、

JICA環境社会配慮ガイドラインにSEAの考え方を導入(平成16年4月)

一般廃棄物処理計画策定における

戦略的環境アセスメント試行ガイドライン

平成15年11月

環境省総合環境政策局

第1 戦略的環境アセスメント（SEA）について

持続可能な社会の構築のため、国際的に戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Impact Assessment）の導入が大きな流れとなっている。既に米国では、30年前から国家環境政策法（NEPA）において、事業実施段階の環境アセスメントとともに戦略的環境アセスメントの要素が取り込まれ、また、EUにおいても平成16年7月までに計画・プログラムに対する戦略的環境アセスメントの法制化を加盟各国に求めるところとなっている。

戦略的環境アセスメントとは、政策、計画、プログラムを対象とする環境アセスメントであり、事業に先立つ上位計画や政策などの段階で、環境への配慮を意思決定に統合（意思決定のグリーン化）するための仕組みである。

戦略的環境アセスメントについては、環境影響評価法（平成9年公布）制定の際の中央環境審議会における議論や国会での審議、委員会の附帯決議においても課題とされており、環境基本計画（平成12年12月閣議決定）においては、政府として、上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題の整理や内容・手法などを具体的に検討すること、国や地方公共団体における取組

の実例を積み重ねること、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ること、さらに必要に応じて制度化の検討を進めることとされている。

環境省では、これまで、学識者等からなる戦略的環境アセスメント総合研究会を開催し、国内外の戦略的環境アセスメントの制度や事例等を調査し、それらを踏まえて、わが国での戦略的環境アセスメントの導入に当たっての基本的な考え方や今後の方向についての提言などを内容とする報告書を取りまとめた（平成12年8月）。

引き続き、戦略的環境アセスメントの具体的な取組を促進するため、個別分野として廃棄物分野における戦略的環境アセスメントのあり方や廃棄物処理に係る計画類型ごとの導入可能性に関する検討を行い、平成13年9月に「廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの考え方」を取りまとめた。さらに平成14年度からは、廃棄物処理計画の策定を想定して具体的な進め方や考え方の検討を進め、市町村の一般廃棄物処理計画を対象にケーススタディを実施し、その結果を取りまとめた。本ガイドラインは、その過程で明らかになった戦略的環境アセスメントを試行するに当たっての重点事項や留意事項等を抽出し、一般廃棄物処理計画策定における戦略的環境アセスメント試行のためのガイドラインとして整理したものである。

第2 本ガイドラインの目的

戦略的環境アセスメントについては、わが国においては、一部の地方公共団体において制度化への取組が進められているところであるが、具体的な実施事例はごく少数にとどまっているのが現状である。当面はできるところから取り組み、具体的事例を積み重ねることが求められている。

本ガイドラインは、環境省が平成13年9月に廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの基本的考え方や進め方の例についてとりまとめたことを受けて、特に大都市を想定した上で実際に市町村が一般廃棄物処理計画を策定する際に、戦略的環境アセスメントを実施するに当たっての具体的な進め方や留意事項を提示することを通じて、こうした先進的な取組を促し、戦略的環境アセスメントの実施事例を積み重ねていくことを目的としている。本ガイドラインが活用され、一般廃棄物処理計画の策定における戦略的環境アセスメントの取り組みが進められることを期待するものである。

なお、一般廃棄物処理計画の策定に際し戦略的環境アセスメントをすべての市町村において実施することは現状では困難と思われる。このため、戦略的環境アセスメントを実施するか否かについては、まず計画策定者である市町村の自主性が尊重されることが必要である。また、実施する場合には、本ガイドラインに示した考え方や留意事項等を活用しつつ、個々の計画の策定手続や内容、地域の特性等に応じた工夫が柔軟に行われる必要がある。

第3 対象とする計画

本ガイドラインの対象とするのは、計画・プログラムの段階に当たる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に係る部分である。

第4 戦略的環境アセスメント導入の意義

1 ごみ処理システム全体の環境負荷の低減

ごみ処理については、収集・運搬・処理・処分など様々な過程があり、排出

抑制、適正な循環利用、適正処分の観点からの環境配慮に加えて、ダイオキシン類や地球温暖化など様々な環境要素の観点からの環境負荷の低減が求められている。その際、様々な環境要素のトレードオフ関係も視野に入れた環境影響の総合的な評価が必要である。

一般廃棄物処理計画の策定に当たって戦略的環境アセスメントを導入することにより、ごみ処理システム全体から生じる環境影響について総合的に評価し、システム全体の環境負荷の低減が進むことが期待される。

2 客観性、信頼性の向上

循環型社会の形成に向けた様々な施策を進めていくためには、ごみ問題やごみ処理に係る環境問題に対する住民等の関心は極めて高く、環境配慮について十分な説明が求められることが多い。また、これらの施策を推進するためには、廃棄物の排出者であり、対策の担い手でもある住民や事業者などの幅広い主体の理解と協力のもとに施策を進めていく必要がある。このため、施策の立案検討の段階など、より早期の段階から施策の必要性や環境配慮について情報が提供され、住民等の参画を図っていくことを通じて、環境保全の観点からより良い計画決定を行っていくことが求められている。

また、このことにより、住民等との情報交流を通じて、計画内容の意思決定過程における環境配慮について、透明性・客観性の向上が図られ、ひいては計画等の信頼性、社会的支持の向上につながることを期待される。

S E A制度の現状とわが国の課題

明治大学法科大学院教授 柳 憲一郎

はじめに

人の経済社会活動による環境影響を可能な限り低減していくことは、持続可能な社会の構築にとって不可欠の基盤であるといえる。そのための制度的な仕組みとして、環境アセスメント制度がアメリカの国家環境政策法（1969年）によって創設され、その後、国連環境開発会議（UNCED：1992年）で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」において、以下のように、持続的な発展のための重要な手段として位置づけられるに至った。すなわち、「環境影響評価は、国の手段として環境に重大な悪影響を及ぼす可能性のある、かつ権限のある国家機関の決定に服する活動に対して実施されなければならない」（第17原則）、「市民は公共機関の持つ環境関連の情報を適切に入手し、政策決定に参加できる機会を得なければならない」（第10原則）と定められたのである(1)。

わが国においては、1993年に制定された環境基本法20条（環境影響評価の推進）の規定をうけて、1997年に環境影響評価法（以下、アセス法という）が制定され、1997年から全面施行されている。

しかし、周知のように、わが国のアセス法は、事業実施を前提にした事業アセスメントである。そのため、よりよい計画づくりの観点では評価できるが、代替案の検討は必要に応じて検討された場合に記載するとの限定がなされている。また、政策や早期の計画はアセスメントの対象となっておらず、港湾計画のみ上位計画段階でのアセスメントとして、港湾管理者がアセスメントを行うとしているにとどまる。

本稿でとりあげる政策やプログラム段階における戦略的環境影響評価制度（Strategic Environmental AssessmentまたはStrategic Environmental Appraisal：S E A、以下、S E Aもしくは戦略アセスという）は、環境影響評価（Environmental Impact Assessment：E I A）の手法を基礎として実施される枠組み的なプロセスを表すために用いられるものを意味している(2)。その仕組みは、国によっていくつかのパターンはあるが、法律や規則制定、政策、計画やプログラムを対象に環境評価を行うものである。

例えば、カナダのS E Aでは、提案された政策、計画及びプログラムによって生ずるおそれのある環境影響を事前に評価するプロセスであり、それはシステム分析であるとされている。その目的は、可能な限り早期の段階で、経済的、社会的な配慮と同等に、環境への配慮がなされることによって、適切な対応策が講じられることを確保するためであるとされる（表1・表2参照）。

今日、持続可能な発展（Sustainable Development：SD、以下、持続的発展という）の理念は、国際社会の合意事項であり、ODA政策やプログラムの戦略的段階にE I Aを適用することは、そうした政策の一貫性をチェックする方法とみなすことができるのみならず、持続的発展を達成する上で不可欠のツールである。持続的発展には、自然のもつ再生能力を維持することによって、将来にわたって利用できる環境資源を残すようにするか、若しくは、環境を利用する場合には、環境のもつ自然の浄化能力自体を将来的に維持できるような方法で利用することが不可欠な条件となる。それゆえ、持続可能な社会とは、その社会を成り立たせている生産基盤である生態系と、それを支えている自然の総体を健全に維持するように、現世代のニーズを成長管理する社会のことだといえよう。こうした持続可能な社会を構築するための手法として環境アセスメント制度は位置づけられ、S E Aと事業アセスメントとの相互補完によって、意思決定過程において環境配慮を内部化する枠組みと考えることが重要である。

1 戦略的環境アセスメント

(1) SEAの目的と意義

SEAとは、①「政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Programme)」という3つのPを対象とする環境アセスメントであり、それは、②事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで、環境への配慮を意思決定に統合(意思決定のグリーン化)するための仕組みといえる。

それゆえ、SEAの意義としては、①環境に著しい影響を与える施策の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、②事業の実施段階での環境アセスメントの限界を補うことの二つをあげることができる(3)。わが国では、環境基本法19条(国の施策に当たっての配慮)を実体化し、20条(事業アセスメント)を補完するものと位置づけることができる。

(2) SEAの制度化に関する欧米の動向

表2にみるように、SEAの制度化を図っている国は、少なくない。その先駆けは、米国の1969年国家環境政策法(National Environmental Policy Act:NEPA、以下、NEPAという)による環境アセスメントである。事業段階のアセスメント(Projectアセス)のみならず、連邦の活動である規則制定や法案、計画や政策、プログラムも適用対象となるように義務づけている。NEPAでは、このような評価書をプログラムの環境影響評価報告書(Programmatic Environmental Impact Statement:PEIS)と呼んでいるが、通常の事業アセスと対照的にPEIS作成のための準拠規程は何も定められていない。その代わりに、政府機関は、最善の判断力を駆使して、広範かつ内在的な本質を踏まえて、PEISの記載内容を審査するように期待されている。米国では、1980年代前半までは滅多にPEISは作成されなかったが、最近では様々な状況で作成されることが増えている。とりわけ、頻繁に作成される類型のものとして、①規則案の分析、②洪水や病虫害防除のプログラム、③廃棄物処理計画、④広域計画や技術開発プログラム、⑤資源管理計画、⑥水資源開発計画、⑦料金や許認可に関する政策などをあげることができる(4)。

一方、多国間援助機関の世界銀行では、環境アセスメントの運用指針によって、援助案件に対してより適切な意思決定を行うために、案件の環境アセスメント(EA)を義務づけているが、最近では、環境に関する見直しを行い、環境アセスメントに関する銀行政策(OP4.01)、銀行手続(BP4.01)、模範的声明(GP4.01)を発行し、1999年3月1日以降のすべての案件に適用している。世界銀行は、SEAの重要性を認識しているが、それは、事業段階のEAは環境影響の緩和策を見極めることだけに限定されるが、戦略段階ならば、持続可能な発展を射程に入れた開発計画と環境上の諸要件とのすりあわせによって、代替戦略を検討することができるからである(5)。

EU諸国では、SEAの制度化を図っている国として、オランダ、ベルギー、フィンランドなどがあり、フランスにおいても、1993年の環境省令で事業に直結するプログラムにはEISの対象としており、SEA導入の試みをしている段階にあるといえる。

オランダでは、「廃棄物処理に関する10ヵ年計画に関するSEA」への取り組みがみられる(6)。代替案の要素の検討に当たっては、①環境保護法(第10.1条)に定められた廃棄物削減の優先順位の遵守、②廃棄物総量については第二次計画の原案の政策シナリオに基づく処理、③最終的処理により発生する環境負荷の最小限化への抑制努力、④廃棄物の最終処分に必要な費用の最小限化への抑制努力、⑤廃棄物ヒエラルキーの維持のため、信頼性、利用可能性、運転安全性の保証、⑥フレキシビリティの最大限への努力、などに配慮している。その結果、環境影響報告書では4つの代替案(ゼロ代替案:「第1次廃棄物処理10ヵ年計画」に定められた対策の継続、代替案I:新しい総合的な技術の適用、代替案II:バイ

オ技術の導入、代替案Ⅲ:分離技術の導入)が検討され、これらの代替案に投入できる技術とそれらの技術が環境に与える影響について評価された。なお、代替案に優先順位は付けられていない。このSEAの結果では、代替案における間接的な影響(例えば、廃棄物の再利用やごみ発電による製鉄、アルミ、電気の製造に伴う排出の削減)が、廃棄物処理の過程での直接排出よりも重要であるとし、それがしばしば意思決定に影響を与えることを明確にしている。したがって、廃棄物の再利用につながる分離技術を重視する代替案(代替案Ⅲ)が最も好ましいとの結論を導いている。これにより、オランダでは、廃棄物の選択分離を重視する長期的な政策をとることが決定された。

英国では、SEAは、「政策評価に対する環境配慮(Policy Appraisal and the Environment:PAE)」の制度が法律ではなく、政府のガイダンスの一つとして1991年から導入している(6)。この政府のガイダンスは、わが国で言えば、いわば、閣議決定に基づく制度である。英国政府の公式的な立場では、PAEによって戦略アセスは実質的に導入済みとされている。英国におけるPAEは、これまで、1991年の政府の各省のための手引き書(A guide for government departments)と1993年に開発計画の環境評価(Environmental Appraisal of Development Plans: A Good Practice Guide)の2つのガイダンスを公表している。1991年のガイダンスでは、①政策評価の各段階において、費用便益を計測しながら、政策のオプションを体系的に評価し、その政策効果をモニタリングすることによって、将来の意思決定の情報として活用すること、②政策立案の早期の段階で環境影響に関する情報を収集し、影響の定量化や不確実性の明確化などの評価を行うこと、③環境影響の体系的な評価・検討を行い、予防的なアプローチによって、収集した情報を統合的に取り扱うこと、④大臣によって行われる政策の選択を支援するために、費用効果分析や費用便益分析、リスクと不確実性の分析などによって、環境影響と経済社会影響との相互関係を比較できるような色々な手法を用いること、などを求めている。

PAEは、ある政策による環境影響の認識の情報収集から始まり、その他の影響との相互の評価・分析による情報提供によって、意思決定権者の政策選択の妥当性を確認し、記録として残し、将来の決定に伝達していくことによって、環境に対する賢明で健全な政策立案の先導的役割を政府に委ねているのである。ただし、PAEは当該政策に対するアセスの結果が直ちに政策内容の具体的な変更結びつくというものでもない。また、公衆参加規定や政策評価結果の公表という仕組みをもたない。そのため、SEAというよりも環境面からの政策評価ツールの一つではないかと理解するが、最近では、制度的発展のために持続可能性と公衆参加に焦点を置き始めているため、その目標においては、今日、同じ位置づけにあるものと理解されている。

EU指令の制定までの動向は以下の通りである。1996年にEC指令案(Proposal for a Council Directive on assessment of the effects certain plans and programmes on the environment COM/96/0511final-SYN96/030)として提案され、1999年1月にその修正案が提案された。1999年末に修正内容は、理事会での協議を経て、共通の立場(commom position)の政治協定に到達し、2001年6月、SEA導入のEC指令(Directive2001/42/EC of the European Parliament and of the Council on assessment of the effects of certain plans and programmes on the environment)が採択され、同年7月発効となった。このように5年の審議を経て採択されているが、EU指令の国内措置の遵守期間は、2004年7月21日までとされた。しかし、この法定期限内で国内法を整備した国は、表3にみるように25カ国中わずかに8カ国+1委員会であった。

表3 EU環境法の履行違反状況

 Environmental infringements announced 11 July

SEA Weeee Noise Info. Ship-waste

	SEA	Weeee	Noise	Info.	Ship-waste
Austria	x		x		
Belgium	x		x	x	x
Czech Rep.			x		
Cyprus	x				
Estonia		x			
Finland	x	x	x		
France		x	x	x	
Greece	x	x	x	x	
Hungary				x	x
Ireland			x		
Italy	x	x	x	x	
Luxembourg	x		x	x	
Malta	x	x			
Poland		x			
Portugal			x		
Spain	x			x	
Netherlands	x				
Portugal	x				
Slovakia	x				
UK		x	x		

出典:欧州環境情報

この指令は後述するように、新規あるいは改定された土地利用計画若しくはプログラムに適用され、廃棄物の地方計画などすべての開発計画を含むとされている。英国では、1995年環境法に基づく廃棄物行動計画や大気質に関する行動計画のような国家の戦略文書も対象となる。SEAは政策ベースの計画についても、事業ベースのアセスと同じ方向性を指向している。そのため、計画やプログラムを実施することによる直接的、間接的な環境影響評価に関する情報を明示した環境影響評価書を準備することが要求されるであろう。それに必要な具体的な情報としては、①環境脆弱地域を含む計画に関連した現存の環境問題、②計画によって影響を受ける地域の現存の地域特性、③国際水準、欧州目標、国内目標に適合するように課せられた環境上の責務、④計画の実施によってもたらされる重大な環境影響、⑤計画目標を試みるための代替案、⑥計画の実施による重大な環境影響を削減するような環境影響緩和策、等が要求される。